# 総務委員会陳情説明資料

## 令和5年2月27日

件	名		頁
1	受理番号1	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子ども たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書を国 に提出することを求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	受理番号2	「台湾有事」・第二の沖縄戦の危機に対し敵基地攻撃能力保 有を決定した政府方針の撤回と平和外交をすすめるよう求め る意見書を国に提出することを求める陳情・・・・・・・・	5

(総務部)

件名	受理番号 1 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻 く空・水・土の安全の保障を求める意見書を国に提出することを求める陳情
所管部課名	総務部 総務課
	1 学校上空(普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園)の飛行禁止
陳情の要旨	2 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土 壊調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入れ替えを行うこと
	3 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること
陳情者等 請願文書表のとおり	
	1 米軍基地周辺の航空機関連の重大な事故について
	昭和34年 沖縄本島中部の石川市(現うるま市)にある宮森小学校に 米軍戦闘機が墜落、11人の児童を含む17人が死亡、 210人の重軽傷者を出した。
	平成16年 米海兵隊所属の大型ヘリコプターが沖縄国際大学の本館建 物に接触し、墜落、炎上した。
	平成28年 MV22輸送機(オスプレイ)が名護市集落近くに墜落。
	平成29年 飛行中の大型ヘリコプターから重さ8kgの窓枠が、体育の 授業中の普天間第二小学校校庭に落下。
内容及び 経過	<普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書> 平成19年8月10日(金)、日米両政府は日米合同委員会において、「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」について合意した。本報告書には、場周経路の再検討の結果や飛行経路に係る安全の向上や新規システムの導入・活用、航空保安施設等の改善等の更なる安全対策が提示されている。 ※ 本件合意は、平成17年2月の「沖縄における米軍へリ墜落事故に関する報告書」の勧告第2項に基づく作業の結果として、まとめられたものである。
	2 沖縄県内における有機フッ素化合物 (PFAS) の調査について (1) 嘉手納基地周辺調査について 沖縄県企業局では、平成29年度から30年度にかけて嘉手納基地周 辺の地下水を調査した結果、基地内を通過した下流部でPFOS等濃度 が高いことが判明した。 この調査結果を受け、嘉手納基地に平成28年6月及び令和2年5月 に立入調査のための申請を行ったが、いずれも調査は実現していない。

#### (2) 普天間飛行場内 P F O S 等含有水の分析結果について

令和3年に沖縄県環境部は普天間飛行場内に保管されている泡消火薬剤に起因するPFOS等含有水の除去処理を行ったサンプルについて分析した。その結果、PFOS・PFOAの合計値は、環境省が定める水質の暫定指針値である50ng/L以下であった。

#### (3) 普天間第二小学校における土壌調査について

令和4年、地元市民グループが行った土壌調査によれば、普天間第二 小学校校内において米国の定める基準値を上回る濃度のPFASが検出 されたと一部報道機関より報じられた。

#### ※ 有機フッ素化合物 (PFAS)

環境中で分解されにくく、長期的に環境に残留しやすい化学物質で、欧米を中心に規制強化の動きがある。これらは耐水性、耐脂性、防汚性などに優れた特性を持つため、コーティング剤、界面活性剤、表面処理剤などの用途に使用されている。PFOS・PFOAはPFASの一種。

## 内容及び 経過

#### 3 普天間基地(普天間飛行場)周辺の騒音問題について

令和元年度に沖縄県及び関係市町村が実施した航空機騒音測定結果によると、普天間飛行場周辺では13測定局のうち2局で環境基準値を超過。

<令和元年度航空機騒音測定結果(環境基準値超過のみ抜粋)>

測定箇所	1日あたりの 騒音発生数	最大ピークレベル	平均ピークレベル
の だけ 野 嵩 (普天間飛行場北東部)	22. 6	110. 6dB	84. 7dB
かみおじゃな 上 大謝名 (普天間飛行場南西部)	32. 4	124. 5dB	90. 1dB

出典:沖縄県「令和元年度航空機騒音測定結果概要」

#### <騒音の目安>

デシベル (dB)	騒音の目安
120	飛行機エンジンの近く
110	自動車のクラクション
100	電車が通る時のガード下
90	パチンコ店内
80	ゲームセンター店内
70	主要幹線道路周辺
60	ファミリーレストラン店内
50	書店の店内

出典:「騒音の目安」作成調査結果について(全国環境研協議会騒音調査小委員会)

<航空機騒音規制措置に関する日米合同委員会合意>

平成8年3月、日米地位協定に基づく日米合同委員会において「進入及び 出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口 稠 密 地域上空を避けるよう設定する」等の航空機騒音規制措置を取ることが 日米間で合意されている。

### 【位置関係図】



出典:国土地理院地図ウェブサイト シームレス空中写真より

(https://maps.gsi.go.jp/#15/26.277293/127.762156/) (地図内を一部加工)

問題点等

件 名	受理番号2 「台湾有事」・第二の沖縄戦の危機に対し敵基地攻撃能力保有を決定した 政府方針の撤回と平和外交をすすめるよう求める意見書を国に提出すること を求める陳情		
所管部課名	名 総務部 総務課		
陳情の要旨	安保3文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)や防衛費増額等、日本の安全保障政策を大転換する日本の政治的進路の大幅な転換を伴う政府方針は到底市民の理解を得られるものではなく、直ちに撤回するよう国に意見書を提出することを求める。		
陳情者等	請願文書表のとおり		
内容及びび	1 安保3文書について 政府は、防衛力強化に向けて、令和4年12月16日、国家安全保障会 議及び閣議において、国家安全保障に関する基本方針である「国家安全 保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」を決定した。 (1) 国家安全保障戦略策定の趣旨  〈国家安全保障戦略(概要)より抜粋〉  ア パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、国際秩序は重大な挑戦に 語されている。同時に、気候変動など地球規模課題等での協力も必要。国際関係において対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代。  イ 我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。我が国周辺では軍備増強が急速に進展。力による一方的な現状変更の圧力が強まっている。 ウ サイバー攻撃、偽情報拡散等が平素から生起。有事と平時の境目はますます曖昧に。安全保障の対象は、経済等にまで拡大。軍事と非軍事の分野の境目も曖昧に。 エ 対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、外交力・防衛力・経済力を含む、総合的な国力を最大限に活用し、国益を守る。本戦略は国家安全保障の最上位の政策文書。 オ 本戦略に基づく戦略的な指針と施策は、戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換。 (2)安保3文書の概要 ア 国家安全保障戦略 国家安全保障戦略		

安保、技術、サイバー、情報等の国家安全保障戦略に関連する分野 の政策に戦略的指針を与える。概ね10年程度の期間を念頭。

主な内容は、日本を取り巻く安全保障環境と安全保障上の課題・ 目標、優先する戦略的なアプローチ、安全保障を支えるために強化 すべき国内基盤など。

#### イ 国家防衛戦略

防衛の目標を設定し、それを達成するためのアプローチと手段を 示す文書。概ね10年程度の期間を念頭。

主な内容は、戦略環境の変化と防衛上の課題、日本の防衛の基本 方針、防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力、将来の自衛隊 の在り方、国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力 への取組など。

#### ウ 防衛力整備計画

日本として保有すべき防衛力の水準を示し、その水準を達成するための中長期的な整備計画。

内容及び 経過 主な内容は、自衛隊の能力等に関する主要事業、自衛隊の体制(概ね5年後と10年後の体制を念頭)、5ヵ年の経費の総額・主要装備品の整備数量(特に重要な装備品等の研究・開発事業とその配備開始等の目標年度等)など。

#### 2 防衛費について

<防衛力整備計画及び防衛省の令和5年度予算概要より抜粋>

- (1)2023年度から2027年度までの<u>5年間における本計画の実施に</u> 必要な防衛力整備の水準に係る金額は、43兆円程度とする。
- (2) 令和5年度予算
  - ア 防衛力を5年以内に抜本的に強化するために必要な取組を積み上げて、新たな「整備計画」の初年度に相応しい内容及び予算規模を確保(防衛力抜本的強化「元年」予算)。
    - (ア) 歳出予算は、整備計画対象経費として6兆6,001億円を計上、前年度比で1兆4,213億円(27.4%)増。米軍再編等を含めると、6兆8,219億円となり、「防衛費の相当な増額」を確保。
    - (イ) 新規後年度負担(新たな事業)は、整備計画対象経費として、 7兆676億円を計上、前年度比で2.9倍。装備品の調達には複数年度を要するが、1年でも早く、必要な装備品を各部隊に届け、

部隊で運用できるよう、初年度に可能な限り契約。

イ 将来の防衛力の中核となる分野について、「スタンド・オフ防衛能力」、「無人アセット防衛能力」等について大幅に予算を増やすとともに、「統合防空ミサイル防衛能力」、宇宙・サイバーを含む「領域横断作戦能力」、「指揮統制・情報関連機能」、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」、「防衛生産・技術基盤」等について所要額を確保。

#### 3 反撃能力について

<国家安全保障戦略及び国家防衛戦略より抜粋>

反撃能力(注1)とは我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件(注2)に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。

内容及び 経過

こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。その上で、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からの更なる武力攻撃を防ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

- (注1) 本陳情では「敵基地攻撃能力」、安保3文書では「反撃能力」と いう用語が用いられている。
- (注2) 憲法第9条のもとで許容される自衛の措置としての「武力の行使」 の新三要件
- ① わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当 な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

問題点等